

宅地・建物のご所有の 確認方法追加のご案内

※ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル

電話： **0120-926-596** 受付時間／9:00～21:00

※ 財物(土地・建物・家財)以外のお問い合わせにつきましては、誠にお手数をお掛けしますが福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください

東京電力株式会社

はじめに

このたび、避難指示区域内の宅地・建物の賠償につきまして、相続登記がお済みでない宅地・建物のご所有を確認させていただく方法、および登記されていない建物のご所有を確認させていただく方法を追加することが決まりましたので、本冊子にてご案内いたします。

本冊子における用語の定義

| | |
|------------|--|
| 不動産 | 今回賠償の対象となる、対象区域内に存在する宅地・建物 |
| 対象区域 | 警戒区域および計画的避難区域（見直し済区域を除く）、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域 |
| 確認書・委任状自署者 | 「固定資産課税台帳記載情報の提供にあたっての確認書」または「固定資産課税台帳記載情報の取得に関する委任状」に自署し、弊社にご送付いただいた方 |
| 固定資産課税情報 | 各市町村備付の「固定資産課税台帳」に記載された、土地・建物ごとの所在、現況地目、固定資産税評価額、建築年等の賠償金額算定に必要な情報 |
| 納税義務者 | 平成22年度固定資産課税情報において、納税義務者として指定されている方 |
| 遺産分割協議書 | 相続人全員の協議による遺産分割の結果を記載し、相続人全員の実印が押印された書面 |
| 被相続人 | お亡くなりになったことにより、所有されていた財産が相続の対象となる方 |
| 戸籍謄本 | 戸籍法にもとづき、本籍地の市町村において作成される戸籍の写し（全部事項証明） |
| 除籍謄本 | 戸籍に含まれる全員が死亡もしくは戸籍を出たことにより閉鎖された戸籍の写し |
| 改製原戸籍謄本 | 戸籍が電子化などにより改製される前に作成された古い戸籍の写し |
| 親等 | 親族関係の親疎を測る単位で、直系の親と子の間を一親等と数える 通常、一親等の範囲は自分の親および子、二親等は自分の祖父母および兄弟姉妹 |
| 法定相続分 | 遺言や遺産分割協議が存在しない場合に、民法の規定に従って決定される各相続人の相続分 （本冊子16ページもご覧ください） |
| 公正証書 | 公証人が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書 |
| 代襲相続 | 被相続人の子または兄弟姉妹が、相続開始以前に死亡したことにより相続権を失った場合、その子が代わって相続人となること （本冊子17ページもご覧ください） |

目次

| | | |
|----------|--|-----------|
| 1 | お取扱いの概要 | 4 |
| | 1. 対象となる不動産 | 5 |
| | 2. 賠償金ご請求の流れ | 7 |
| | 3. ご請求にあたっての留意点 | 8 |
| 2 | 相続登記がお済みでない宅地・建物の所有を確認させていただく方法 | 10 |
| | 1. 確認方法について | 11 |
| | 2. ご請求にあたっての参考情報 | 15 |
| 3 | 登記されていない建物の所有を確認させていただく方法 | 18 |
| | 1. 確認方法について | 19 |
| | 2. 留意事項 | 20 |
| 4 | ご参考 | 22 |
| | 1. 必要書類の解説と取得方法 | 23 |
| | 2. Q&A | 25 |

1

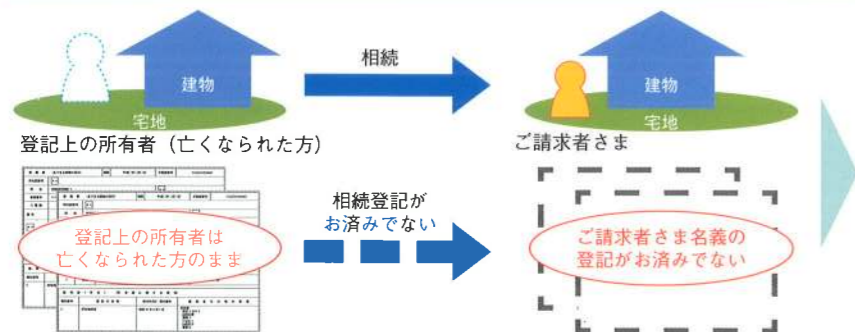
お取扱いの概要

- 1. 対象となる不動産 5
- 2. 賠償金ご請求の流れ 7
- 3. ご請求にあたっての留意点 8

1. 対象となる不動産

本冊子のお取扱いの対象となる不動産は、本件事故発生時に対象区域に存在し、平成22年度固定資産課税情報があるが、①相続登記がお済みでない宅地・建物、または②登記されていない建物です。

①相続登記がお済みでない宅地・建物



本冊子10～17ページ
「2 相続登記がお済みでない宅地・建物の所有を確認させていただく方法」をご確認ください。

『賠償金 ご請求書①(所有資産確認用)』において、確認書・委任状自署者と納税義務者の名義が不一致の場合で「納税義務者の相続人の方」をご選択され相続登記がお済みでない方、または、納税義務者と登記上の所有者の名義が不一致の場合で「相続により納税義務者が変更となったが相続登記をおこなっていない」をご選択された方が対象となります。

宅地 建物

ご請求書① C₂ 4 (10ページ)、C₃ 3 (13ページ)
D₂ 4 (21ページ)、D₃ 3 (24ページ)

【ご請求者さまが宅地(または建物)を所有されていたことについて確認させていただく事項】

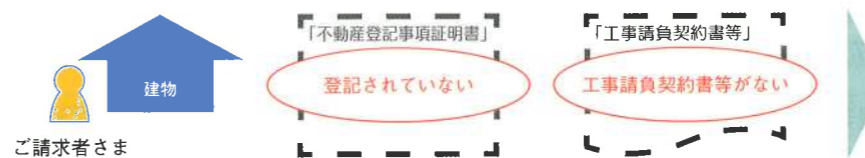
●確認書・委任状自署者と納税義務者の名義が不一致の理由

- 3 納税義務者の代理人として確認書・委任状に署名した
- 4 納税義務者の相続人の方※1
- 5 平成22年1月2日以降に売買により取得した

●納税義務者と登記上の所有者の名義が不一致の理由

- 4 平成22年1月2日以降に売買により変更登記をおこなった
- 5 相続により納税義務者が変更となったが相続登記をおこなっていない※1
- 6 平成22年1月2日以降に相続登記をおこなった※2

②登記されていない建物(工事請負契約書のご提出が困難な場合)



本冊子18～20ページ
「3 登記されていない建物の所有を確認させていただく方法」をご確認ください。

『賠償金 ご請求書①(所有資産確認用)』において、「建物登記がない」をご選択された場合で、平成22年度固定資産課税情報があるが、工事請負契約書等のご提出が困難な方が対象となります。

建物

ご請求書① D₂ 1 (18ページ)、D₃ 1 (23ページ)

※本冊子における納税義務者とは
弊社にて取得させていただいた、平成22年度固定資産課税情報において、納税義務者として指定されている方をいいます。

2. 賠償金ご請求の流れ

- 『賠償金 ご請求書①(所有資産確認用)』に必要事項をご記入いただき、本冊子に記載の証明書類を添付のうえ、弊社までご返送くださいますようお願いいたします。
- 上記にて添付いただいた証明書類をもとに当該宅地・建物の所有を確認できましたら、弊社より定型評価による賠償金額を記載した『賠償金 ご請求書②(算定方法選択用)』を送付させていただきます。

[本ご案内にかかるお手続きの流れ]

証明書類等のご準備

ご請求者さまが相続登記がお済みでない宅地・建物もしくは登記されていない建物を所有されていることを確認させていただくための証明書類をご準備いただきます。

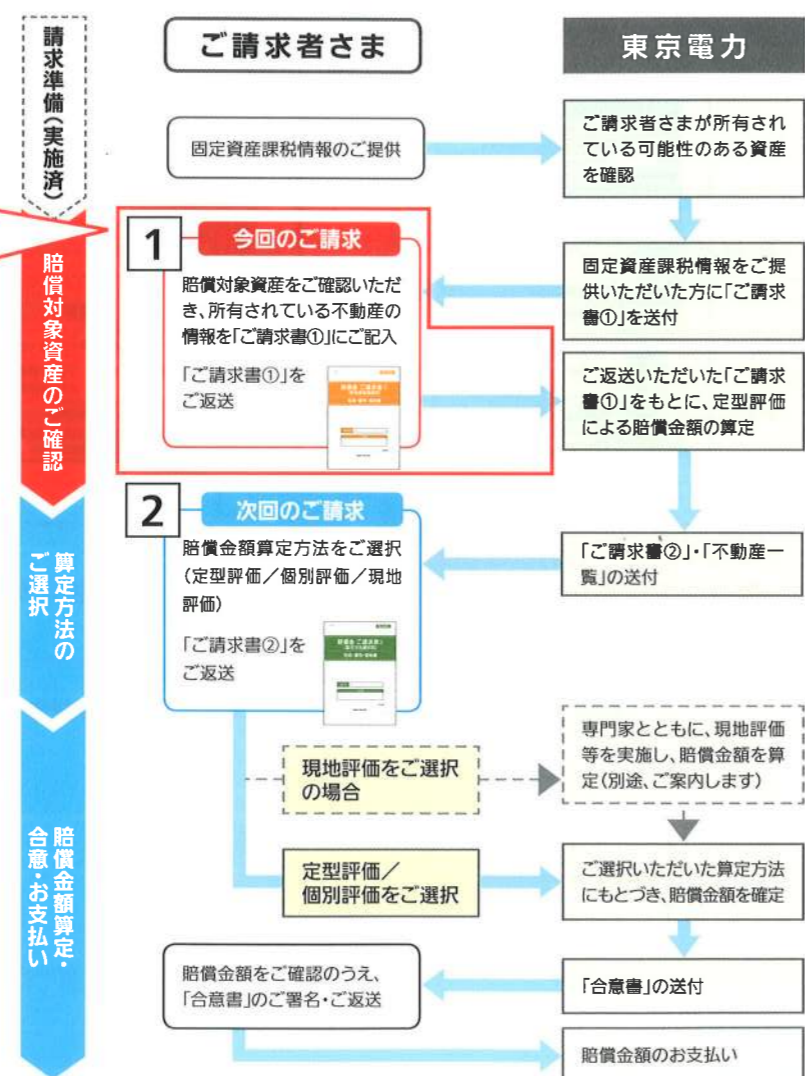
(例)

他の相続人さまから証明書類を取得いただくためのご調整

証明書類の取得
・同意書
・戸籍謄本
・印鑑証明書

証明書類を「ご請求書①」とともに弊社へご返送ください。

[賠償金ご請求の流れ(全体像)]



※『賠償金ご請求書①(所有資産確認用) 解説と記入例』6ページ

3. ご請求にあたっての留意点

- ご請求にあたり、お申し出内容が事実と異なる場合には、賠償金を返還いただくことについて、別途書面等により確認させていただきます。
なお、本冊子でご提出をお願いする証明書類以外の書類につきましては、『賠償金 ご請求書①(所有資産確認用)解説と記入例』に記載しておりますので、あわせてご確認くださいようお願いいたします。
- 本冊子でご提出をお願いする書類を取得される場合には、念のため本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

2

相続登記がお済みでない 宅地・建物の所有を確認 させていただく方法

- 1. 確認方法について 11
- 2. ご請求にあたっての参考情報 15

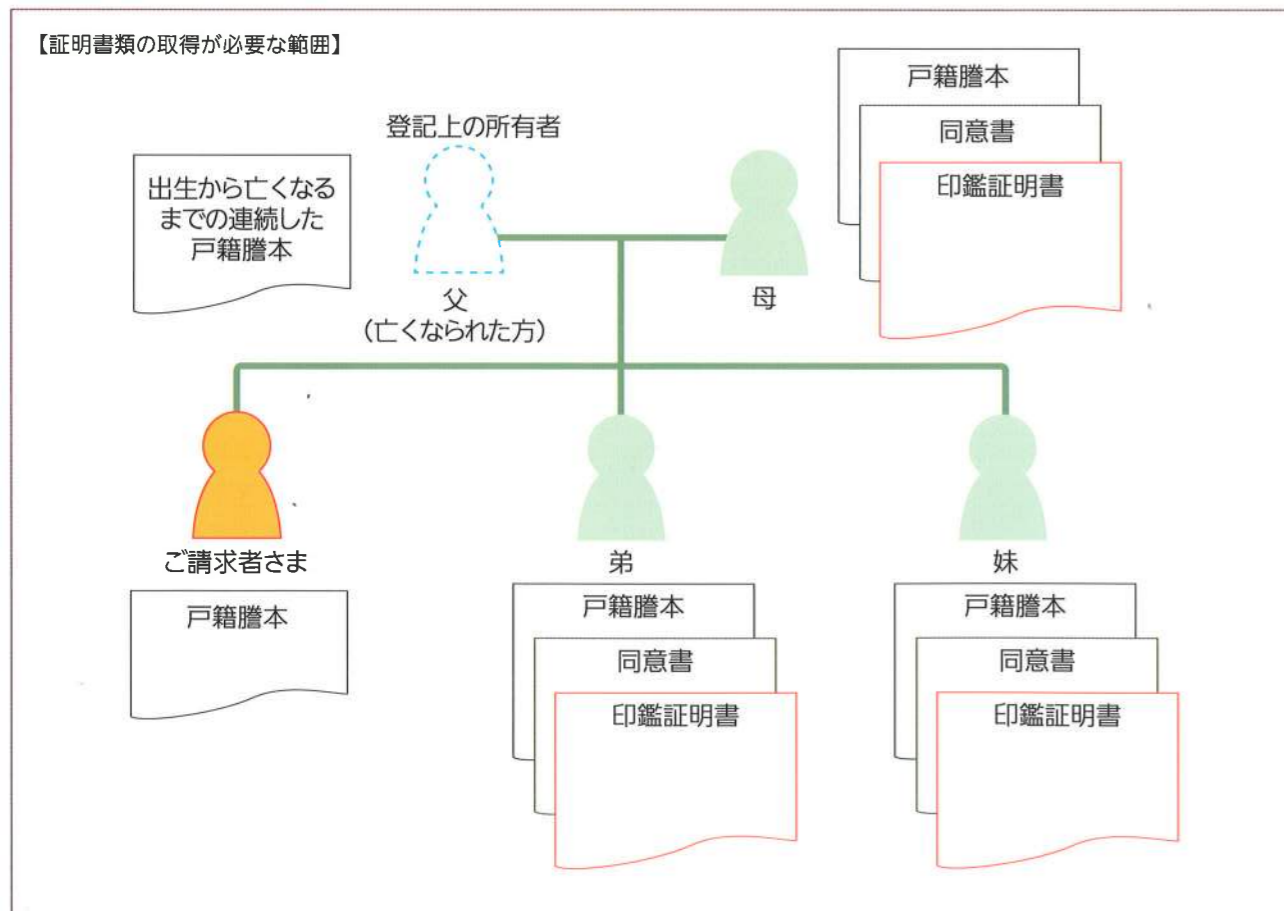
1. 確認方法について

(1) 原則的な方法

遺産分割協議書や相続人全員の同意書により、ご請求者さまが本件事故発生時に当該不動産を所有されていた、もしくは賠償を請求される権利をお持ちであることを確認し賠償させていただきます。

必要書類

- 被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本
(戸籍謄本以外に、除籍謄本、改製原戸籍謄本が必要になる場合があります。本冊子15ページ「2. ご請求にあたっての参考情報」もあわせてお読みください。以降の方法においても同様です)
- ご請求者さまを含む相続人全員の確定に必要な戸籍謄本
- ご請求者さまを除く相続人全員の印鑑証明書
※ ご請求者さま本人の印鑑証明書は不要です。
- 遺産分割協議書もしくは相続人全員の「相続登記がお済みでない宅地・建物に関する相続人さまの同意書」(添付の書式1)



(2) (1) が困難な場合の方法

相続人全員の同意をいただくことが困難なご請求者さまについては、「以下の4点すべてに該当し、かつ「当該宅地・建物について他に権利を主張される方がいないこと※」をお約束いただける場合、ご請求者さまのお申し出にもとづき、所有を確認して賠償させていただきます。

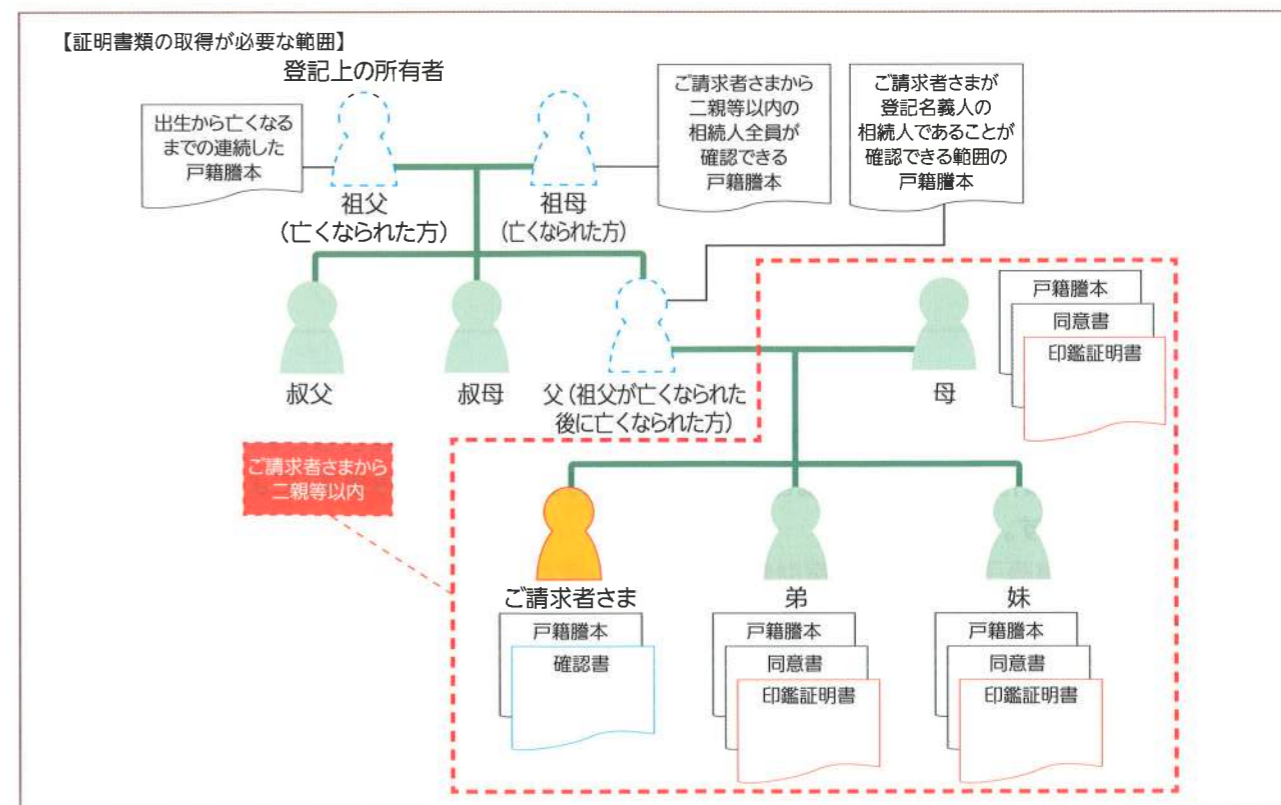
※ 既に他の相続人さまからご請求がある場合には、この方法によるお支払いはいたしかねます。

※ 本冊子15ページもあわせてご確認ください。

- ① ご請求者さまが当該宅地・建物の固定資産税納税義務者となっていること
(被相続人が納税義務者となっている場合には、ご請求者さまのご事情に応じて、納税されていた事実の確認等により対応させていただきますので、弊社までご相談ください)
- ② ご請求者さまから二親等以内※の相続人全員が同意していること
※ 代襲相続が発生している場合には、ご請求者さまから三親等以内の代襲相続人を含みます。
- ③ 本件事故発生時にご請求者さまが当該宅地・建物の所在地に居住されていたこと
- ④ ご請求いただくから(弊社へご請求書が到着してから)3ヶ月間、他の相続人からの請求がないこと

必要書類

- 「相続登記がお済みでない宅地・建物についての確認書」(添付の書式2)
- 当該宅地・建物の所在地を住所とする住民票※(すでにご提出済の場合は不要です)
※ 居住されていたが、住民票での確認ができない場合には、第三者による証明および公共料金の領収書などにより確認させていただく方法もありますので、弊社までご相談ください。
- ご請求者さまが登記名義人の相続人であることが確認できる範囲の戸籍謄本
(例)ご請求者さまが登記名義人の孫の場合
 - ・ ご請求者さまの戸籍謄本
 - ・ ご請求者さまの父の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本
 - ・ 被相続人であるご請求者さまの祖父の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本 など
- ご請求者さまから二親等以内の相続人全員が確認できる戸籍謄本
- ご請求者さまから二親等以内の相続人全員の「相続登記がお済みでない宅地・建物に関する相続人さまの同意書」(添付の書式1)および印鑑証明書
※ 二親等以内の相続人に代襲相続が発生している場合、ご請求者さまから三親等以内の代襲相続人の戸籍謄本・同意書を含みます。
※ ご請求者さま本人の同意書・印鑑証明書は不要です。



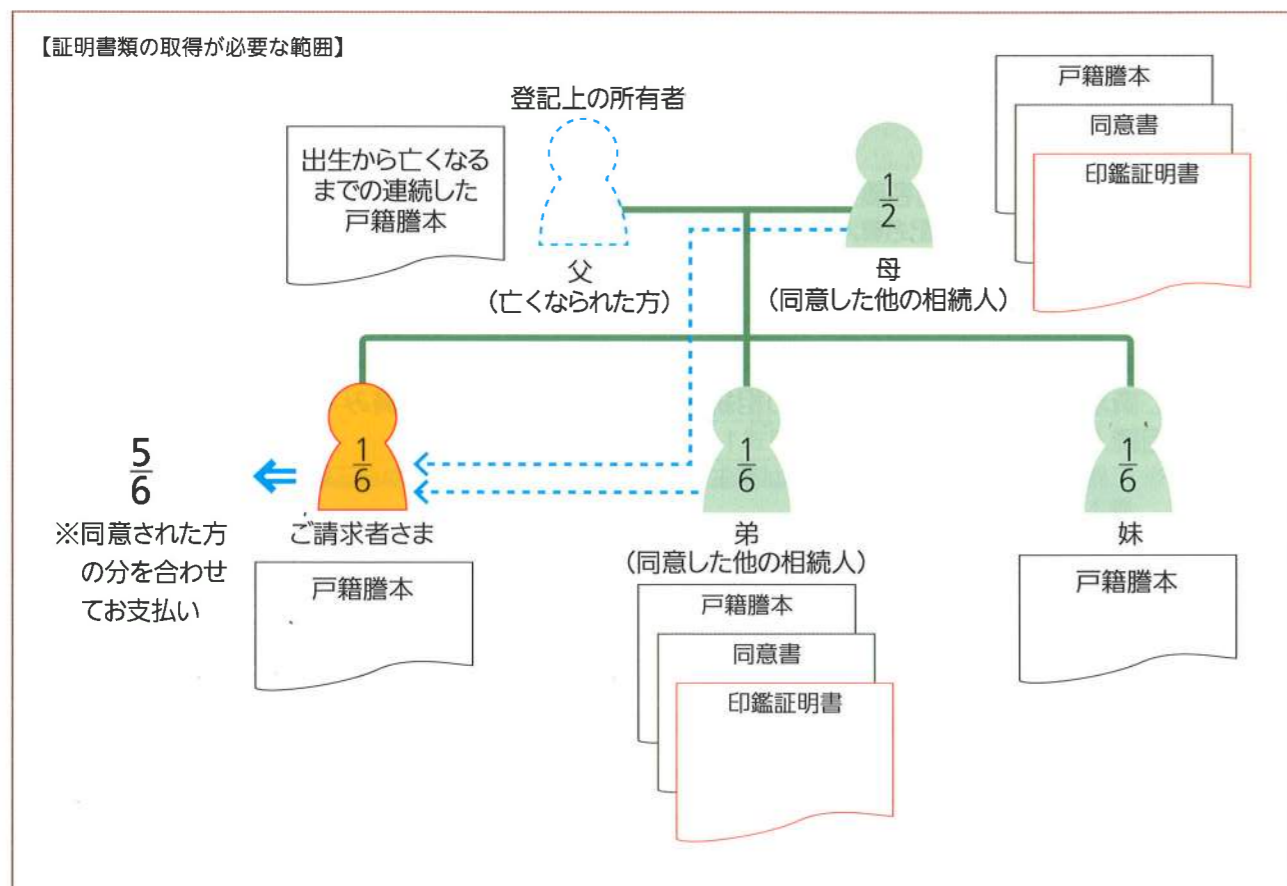
(3) その他の方法

① 法定相続分による方法

他に賠償を請求する方がいるなど、(1)もしくは(2)によるご請求をいただけない場合、ご請求者さまに戸籍謄本により相続人全員を確定していただき、法定相続分に応じて賠償させていただきます。一部の相続人の方から同意をいただける場合には、当該相続人の法定相続分もあわせて賠償させていただきます。

必要書類

- 被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本
- ご請求者さまを含む相続人全員の確定に必要な戸籍謄本
- 同意いただける他の相続人の「相続登記がお済みでない宅地・建物に関する相続人さまの同意書」(添付の書式1)および印鑑証明書



② 公正証書による方法

ご事情により他の相続人さまからの同意書をご提出いただけないご請求者さまについては、公正証書でのお約束(履行いただけない場合の法的措置に関する同意を含みます)による方法についてもご用意いたします。

詳細は弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡ください。

(4) 補足事項

相続登記がお済みでない建物について、ご事情により今回の賠償をご請求されない場合で、ご請求者さまがご帰還後に修復費用^{※1}の実費をご負担された場合には、当該建物の賠償額の合計が当該建物の時価相当額^{※2}を超えない範囲^{※3}で、実費相当額を賠償させていただきます。

なお、修復費用の実費額に関する賠償については、後日改めてご案内させていただきます。

※1 本件事故との相当因果関係がある修復費用が対象となります(地震・津波による被害の修復費用は対象となりません)。

【賠償の対象となる修復の例】

- ・ 避難期間中の雨漏りにより使用不可となった内装の補修
- ・ 管理不能により汚損した建物内の清掃
- ・ 管理不能により起こった水道管の破裂の補修

※2 被相続人の持分割合が1分の1未満の場合には、時価相当額に持分割合を乗じます。

※3 当該建物について他の相続人に今回の賠償金をお支払いした場合、修復費用の実費額が、当該建物につきお支払い済の賠償金額を超過した場合には、時価相当額を上限として超過分をお支払いいたします。

2. ご請求にあたっての参考情報

(1) 相続登記がお済みでない宅地・建物の法律関係について

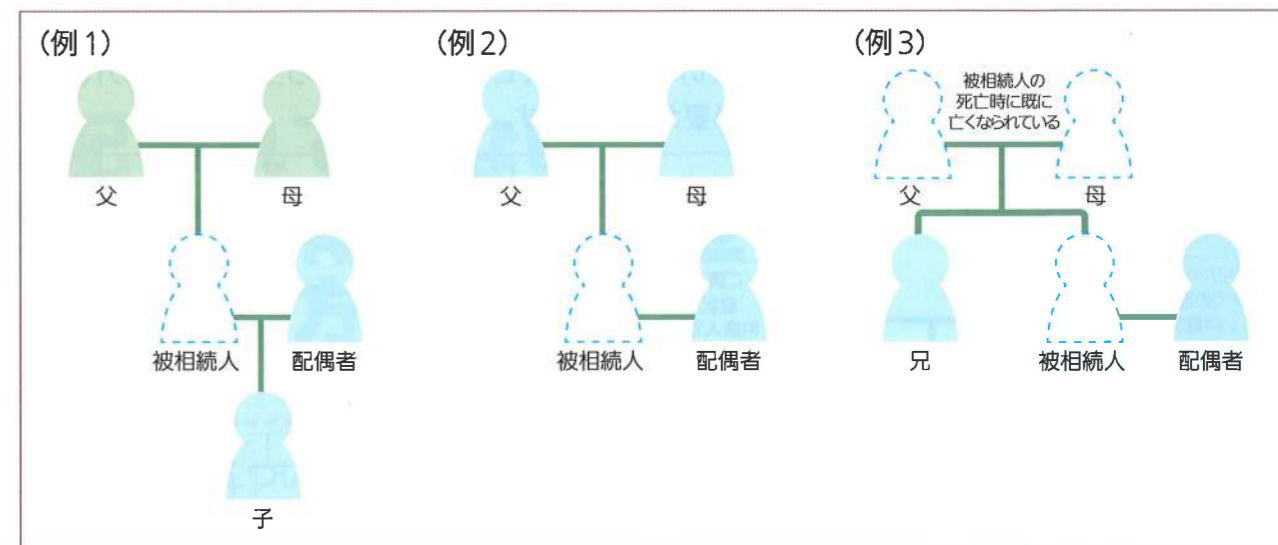
- ・ 宅地・建物の所有者が亡くなられた後、相続人全員の間で遺産分割をおこなっていない場合には、当該宅地・建物の所有権は相続分に従い相続人全員で共有されている状態となります。そのため、ご請求者さまが当該宅地・建物の賠償金全額をご請求される場合には、原則として、その権利を有していることについて相続人全員の同意をいただく必要があります。
- ・ また、相続人全員での遺産分割が済んでいる場合であっても、相続登記がお済みでない場合、登記情報上では遺産分割をおこなっていないと判断されることから、賠償にあたっては、原則として当該遺産分割の内容もしくは上記と同様の確認をさせていただきます。
- ・ 本冊子12ページ(2)「(1)が困難な場合の方法」をご選択される場合におきましては、ご請求者さまから二親等以内の相続人以外の方についても、賠償を請求する権利を有する相続人が存在する場合がありますので、賠償金全額をお支払いさせていただくにあたり、今後これらの方が権利を主張された場合には、ご請求者さまにてお話し合いいただき解決していただくことを前提とさせていただきます。

(2) 戸籍謄本等について

- ・ 戸籍謄本(全部事項証明)では、戸籍法に定められている「氏名」、「生年月日」、「父母の氏名」、「出生地」などの全員の記載があります。加えて、婚姻している場合には「婚姻日」、また一般的には親の戸籍から出て新たに戸籍を編成するため「従前戸籍」の本籍地が記載されています。
- ・ 被相続人や相続人などの戸籍謄本(全部事項証明)を確認することにより、被相続人(亡くなられた方)の親や子ども、兄弟姉妹を確認し、亡くなられた時点での相続人が誰であるかを特定することができます。
- ・ 戸籍に記載されている方全員が亡くなられた、もしくは戸籍を出られている場合には除籍謄本が、市町村で戸籍改製される前の戸籍が必要な場合には、改製原戸籍謄本が必要になる場合がございます。
- ・ 戸籍謄本(除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む)は、本籍地の市町村窓口にて取得が可能です。また、郵送により取得することも可能です。

(3) 法定相続分について

- ・ 法定相続分とは、遺言や遺産分割協議が存在しない場合に、民法の規定に従って決定される各相続人の相続分をいいます。



- ・ 昭和55年改正後の民法が適用される(被相続人が昭和56年1月1日以降に亡くなられた)場合には、法定相続分は以下のようになります(それぞれのグループ内では均等となります)。

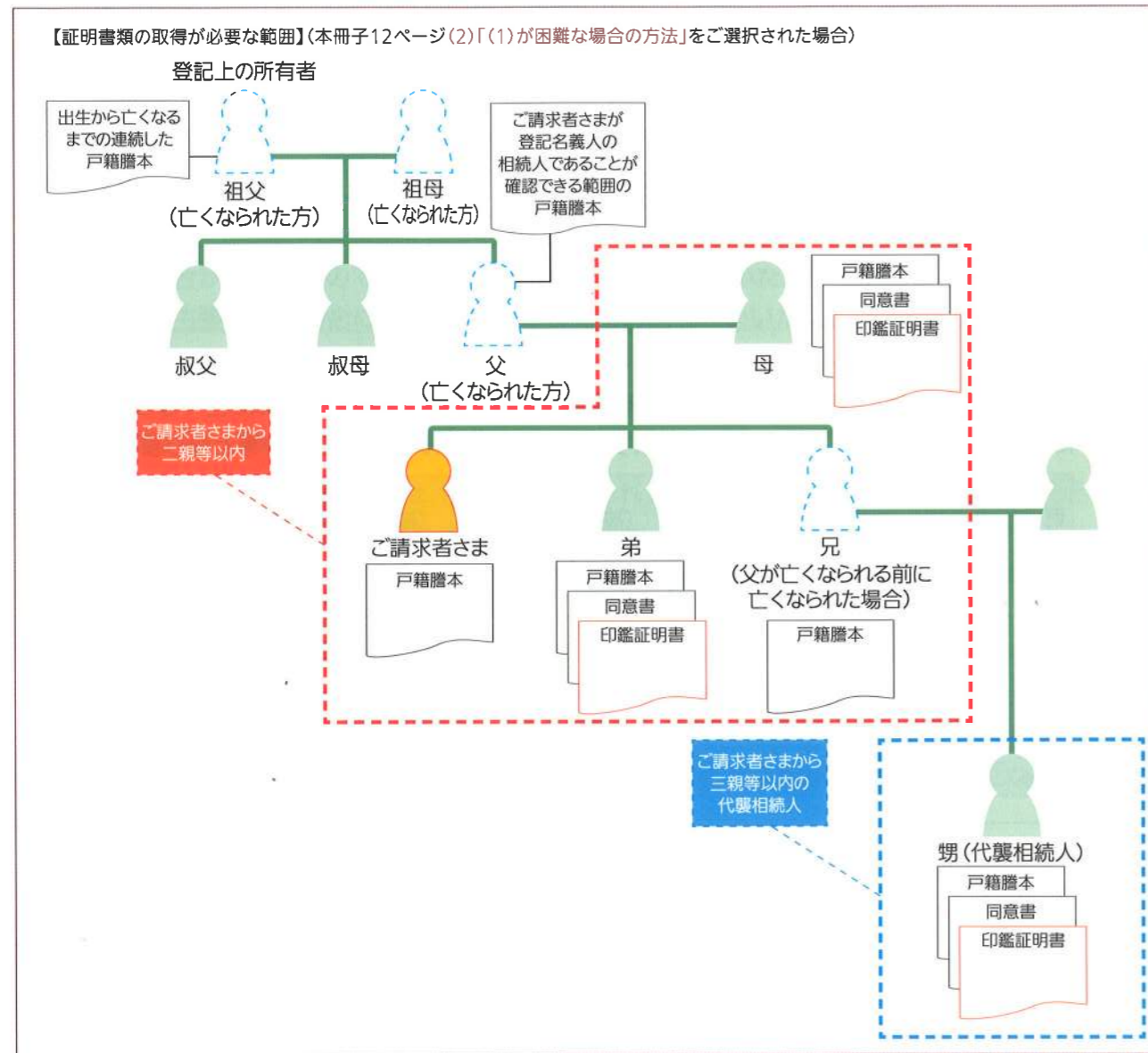
| グループ | 配偶者 | 直系卑属 (被相続人の子) | 直系尊属 (被相続人の両親) | 兄弟姉妹 |
|------|-----|------------------|-------------------|------|
| 例1 | 1/2 | 1/2 | | |
| 例2 | 2/3 | | 1/3 | |
| 例3 | 3/4 | | | 1/4 |

- ※ なお、昭和55年改正前の民法が適用される(被相続人が昭和55年12月31日以前に亡くなられた)場合には、法定相続分は以下のようになります(それぞれのグループ内では均等となります)。

| グループ | 配偶者 | 直系卑属 (被相続人の子) | 直系尊属 (被相続人の両親) | 兄弟姉妹 |
|------|-----|------------------|-------------------|------|
| 例1 | 1/3 | 2/3 | | |
| 例2 | 1/2 | | 1/2 | |
| 例3 | 2/3 | | | 1/3 |

(4) 代襲相続について

- ・ 代襲相続とは、被相続人の子または兄弟姉妹が、相続開始以前に死亡したことにより相続権を失った場合、その子が代わって相続人となることをいいます。
- ・ 本冊子12ページ(2)「(1)が困難な場合の方法」をご選択された場合で、ご請求者さまから二親等以内の相続人に代襲相続が発生している場合には、ご請求者さまから三親等以内の代襲相続人の方についても、同意をいただく必要がございます。



(5) 専門家へのご相談について

- ・ 戸籍謄本等の取得および相続人の確定など、相続に関する事項について専門家へご相談される場合で、お知り合いの司法書士、行政書士がない場合には、専門家紹介窓口をご案内させていただきますので、**弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)**までご連絡ください。

3

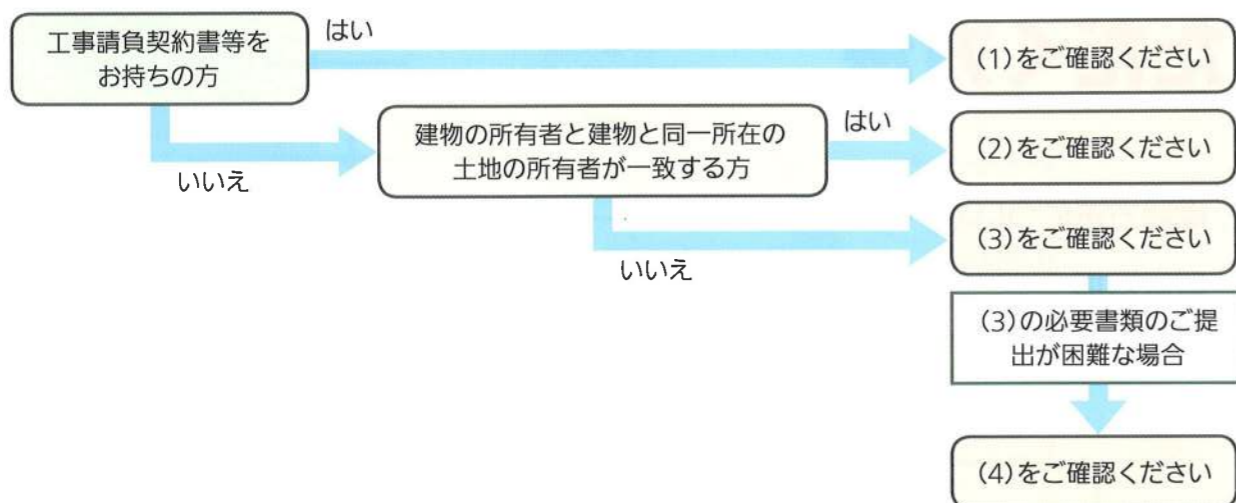
登記されていない建物の所有を確認させていただく方法

1. 確認方法について..... 19
2. 留意事項..... 20

1. 確認方法について

登記されていない建物をお持ちの方へは、『賠償金 ご請求書①(所有資産確認用)』において、原則として、工事請負契約書等をご提出いただくこととしておりますが、工事請負契約書等をお持ちでない方の建物の所有を確認させていただく方法について、ご案内いたします(3)、(4)については今回新たにご案内させていただきます。

なお、同一所在地に他人名義または共有名義の建物登記がないことを弊社にて確認させていただきます(同一所在地に他人名義または共有名義の建物登記がある場合には、ご請求書①を送付いただいたのち、弊社よりご連絡させていただきます)。



(1) 工事請負契約書等をご提出いただく方法(ご案内済み)

ご請求者さまが当該建物の納税義務者であり、当該建物をご所有されるに至ったことがわかる資料(工事請負契約書や売買契約書等)をご提出いただける場合には、ご請求者さまが建物を所有されていることを確認して賠償させていただきます。

必要書類

- 新築により取得した場合
 - ・工事請負契約書(内訳書・建築図面が添付されているもの)
 - ・支払いを証明する書類(領収書等)
- ※ 上記のほか、建物の登記に必要な資料をご提出いただいた場合には、個別にご事情をお伺いして対応させていただきます。
- 売買により取得した場合
 - ・不動産売買契約書
 - ・譲渡人の印鑑証明書

(2) ご請求者さまが建物と同一所在の土地を所有されていることを、土地の登記情報により確認させていただく方法(ご案内済み)

以下の①および②に該当するご請求者さまについては、ご請求者さまのお申し出にもとづき、当該建物を所有されていることを確認して賠償させていただきます。

- ①ご請求者さまが当該建物の固定資産税納税義務者となっていること
- ②建物の所在する土地を所有されていることが、登記情報で確認できること

必要書類

今回改めてご提出いただく証明書類はございません。

(3) ご請求者さまが建物と同一所在の土地を所有されていることを、土地の登記情報では確認できない場合の方法(今回新たにご案内)

以下の①および②に該当するご請求者さまについては、ご請求者さまのお申し出にもとづき、当該建物を所有されていることを確認して賠償させていただきます。

- ①ご請求者さまが当該建物の固定資産税納税義務者となっていること
- ②当該建物が所在する土地を使用する権利について、以下の資料により確認できること

必要書類

- 土地の登記上の所有者からの、「登記されていない建物に関する確認書」(添付の書式3)、および土地の登記上の所有者の印鑑証明書
- または
- 直近の地代の支払書類、および(宅地の)賃貸借契約書

(4) その他の方法(今回新たにご案内)

前記(1)~(3)によりご請求をいただくことが困難なご請求者さまにつき、以下の①および②の二点が確認できる場合には、ご請求者さまのお申し出にもとづき、長期間居住されているという実態から、当該建物を所有されているものと確認し賠償させていただきます。

- ①ご請求者さまが当該建物の固定資産税納税義務者となっていること
 - ※ 原則として弊社へ送付いただいた平成22年度固定資産課税情報により確認いたします。
- ②ご請求者さまが5年以上にわたり、当該建物に居住されていること
 - ※ 原則として住民票により確認いたします。

必要書類

- 当該建物の所在地を住所とする住民票※
 - (転入日等により本件事故発生前過去5年間の居住が確認できること。すでにご提出済の場合は不要です)
 - ※ 居住されていたが、住民票での確認ができない場合には、第三者による証明および公共料金の領収書などにより確認させていただく方法もありますので、弊社までご相談ください。

2. 留意事項

登記がおこなわれていない建物を相続したが、納税義務者が被相続人のままとされている場合には、ご請求者さまのご事情に応じて、納税されていた事実の確認等により「**2**相続登記がお済みでない宅地・建物の所有を確認させていただく方法」に準じて対応させていただきますので、弊社までご相談ください。

4

ご参考

- 1. 必要書類の解説と取得方法 23
- 2. Q&A 25

1. 必要書類の解説と取得方法

必要書類の入手に関しても、しっかりとご説明させていただきますので、ご不明な点等がございましたら、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡いただきますようお願いいたします。

| | 必要な書類 | 解説 | 時期 | 原本またはコピー | 取得方法 |
|---|----------------------------|--|-----------------------|----------|--|
| 1 | 戸籍謄本 (除籍謄本・ 改製原戸籍謄本) | 戸籍法にもとづき本籍地の市町村で作成された戸籍の写し | 発行時のもの | 原本 | 本籍地の市役所等で本人または代理人により取得することができます(郵送で取得することも可能です)。 |
| 2 | 住民票の写し | 請求日から3ヶ月以内に取得したご本人さま確認書類です。 | ご請求日を含む3ヶ月以内のもの | 原本 | 住民登録されている市役所等で、本人または代理人により取得することができます(すでに他の賠償でご提出いただいている場合はご提出いただく必要はございません)。 |
| 3 | 印鑑証明書 | 住民登録されている市役所等で印鑑登録を行っている場合に発行される証明書です。 | ご提出日を含む3ヶ月以内のもの | 原本 | (個人の場合)個人の印鑑登録がおこなわれている市役所等で本人または代理人により取得することができます。(法人の場合)法務局で会社の代表者や社員またはその代理人により取得することができます。 |
| 4 | 遺産分割協議書 | 相続人全員の協議による遺産分割の結果を記載し、相続人全員の実印が押印された書面です。 | 作成時のもの | コピー | 相続人全員の協議により作成いただいたものをご提出ください。紛失されている場合は、他の相続人にお問い合わせいただき、写しを取得ください。 |
| 5 | 相続人の同意書 | ご請求者さま以外の相続人から、ご請求者さまが今回の賠償をご請求されることについて同意いただく書面です。 | 作成時のもの | 原本 | 本冊子に同封の「相続登記がお済みでない宅地・建物に関する相続人さまの同意書」をご利用いただき作成ください。 |
| 6 | 土地所有者からの確認書 | 登記されていない建物のご請求にあたり、土地所有者さまから、ご請求者さまが建物の所有者であることを証明いただく書面です。 | 作成時のもの | 原本 | 本冊子に同封の「登記されていない建物に関する確認書」をご利用いただき作成ください。 |
| 7 | 工事請負契約書 | 工務店やハウスメーカー等の施工業者に依頼して建物を作る場合に、工事の内容、金額、完成予定時期等の取り決め内容を記載した契約書です。施工業者に依頼して建てた建物であれば、建物の建築主と施工業者が各々一部を保有していることが一般的です。 | 本件事故発生日以前の契約等を確認できるもの | コピー | 施工業者から受領されたものをご提出ください。紛失されている場合は、施工業者へお問い合わせください。 |

| | 必要な書類 | 解説 | 時期 | 原本またはコピー | 取得方法 |
|---|-----------------|--|--|----------|---|
| 8 | 不動産売買契約書 | 土地や建物の不動産を売買する場合に、売買価格等の取り決め内容を記載した契約書です。不動産を譲渡した方と譲渡を受けた方が各々一部を保有していることが一般的です。 | (取得の場合) 本件事故発生日以前の契約等を確認できるもの (売却の場合) 本件事故発生日以降の契約等を確認できるもの | コピー | 契約時に受領したものをご提出ください。 |
| 9 | (宅地の) 賃貸借契約書 | 他人の土地を借りてその上に建物を所有する場合に、その宅地の賃貸借に関する取り決め内容を記載した契約書です。土地の所有者(借地権設定者)と、建物の所有者(借地権者)が各々一部を保有していることが一般的です。 | 本件事故発生日時点で契約の存在を確認できるもの | コピー | 保有されているものをご提出ください。紛失されている場合は、土地の所有者さまへお問い合わせいただき、写しを取得ください。 |

2. Q&A

Q1 戸籍謄本等の取得費用は賠償されるのか。

A1 戸籍謄本等を市町村から取得する際にかかった発行手数料については、宅地・建物の賠償に関する他の書類の取得費用と合わせて定額1万円をお支払いいたします。合計金額が1万円を超える場合、合理的な範囲で実費を賠償の対象とさせていただきますので、領収書を保管ください。

Q2 相続人を調べるために専門家に依頼した費用は賠償されるのか。

A2 相続手続きの一環となるため、賠償の対象とはいたしかねますのでご了承ください。

Q3 相続人の一部が反対しているが、全額の賠償を請求できるか。

A3 相続人にご請求者さまが全額の賠償を請求することに反対されている方がいらっしゃる場合には、本冊子13ページ(3)①「法定相続分による方法」によりご請求ください。

Q4 「相続登記がお済みでない宅地・建物に関する相続人さまの同意書」に押印する印鑑は認印でよいか。

A4 あわせてご提出いただく印鑑証明書と同一の実印を押印ください。

Q5 相続登記していない宅地・建物の賠償金は相続税の対象となるのか。

A5 最寄りの税務署へご相談いただくようお願いいたします。

Q6 登記されていない建物に居住していたが、納税義務者は亡くなった父名義になっている。賠償を請求できるか。

A6 登記されていない建物の納税義務者が亡くられており、ご請求者さまが相続人の場合には、相続登記がお済みでない建物に準じて対応させていただきますので、弊社までご相談ください。